

公益財団法人日本高等教育評価機構ファッション・ビジネス系専門職大学院  
評価員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）が事業として行うファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価を実施する評価員の職務等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 評価員とは、ファッション・ビジネス系専門職大学院評価判定委員会（以下「ファッション専大院判定委員会」という。）のもとに評価対象専門職大学院ごとに編制される評価チームの一員として具体的な評価を行う者をいう。

(評価員候補者の推薦及び登録)

第3条 評価員候補者は、国公立大学の関係者、関連する業界の関係者及び学協会等の有識者、当該専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者などの中から所属する機関の長から推薦された者を、評価員候補者として登録する。

(登録期間)

第4条 評価員候補者の登録期間は3年とし、更新は妨げない。

(評価員の委嘱)

第5条 評価員は、評価員候補者の中からファッション専大院判定委員会を選定し、本機構理事長が委嘱する。

(任期)

第6条 評価員の任期は、前条により委嘱された時から評価対象専門職大学院の評価結果が確定する時までとする。

(職務)

第7条 評価員は、次の職務を行う。

- (1) 評価対象専門職大学院の書面調査
- (2) 評価対象専門職大学院の現地調査
- (3) 評価対象専門職大学院の調査報告書案の作成
- (4) 評価実施のための諸会議への出席
- (5) その他評価の実施に関すること

(守秘義務)

第8条 評価員は、評価の実施に当たっては公平、公正及び誠実を旨とし、業務上において知り得た情報及び対象専門職大学院の評価内容等に係るいかなる情報も他へ

漏らしてはならない。

(セミナー、評価実施等への出席に係る手当及び旅費の支給)

第9条 評価員に対する手当及び旅費の支給については、別に定める。

(雑則)

第10条 この規程の改廃は、ファッション専大院判定委員会の議を経て理事会が決定する。

2 この規程に定めるもののほか、評価員に関し必要な事項は、本機構理事長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。